

社会福祉法人 白寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの 3年間

目標：育児休業の女性 100%、男性 25%以上の取得率の取り組みをすすめる。

<対策>

- 令和8年4月～ 対象となる職員に取得の意思確認を行い「取得する意向はない」又は「検討中」と回答のある職員に個別面談を実施する
- 令和8年4月～ 取得の意志はあるが、業務等の理由より取得が困難と考えている職員があれば、所属長と面談を実施する

目標：正規職員の一人当たりの法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月5時間未満を維持する。

<対策>

- 令和8年4月～ 時間外および休日労働時間は従来から多くないが、人手不足が深刻化を増しており、増加傾向にあるので、定期的に平均値を算出し、増加が顕著になった際は、その原因分析を早期に行う。

目標：育児休業復帰後の勤務継続のための制度の周知および活用をすすめる。

<対策>

- 令和8年4月～ 育休復帰後、育児短時間勤務等を使いながら勤務継続している職員からヒアリングを行う。
- 令和8年4月～ 育休からの復帰前の相談時や復帰直後のタイミングに、育休からすでに復帰し勤務継続している職員からの情報提供や情報交換の機会をつくる。
- 令和8年4月～ 子の看護等休暇の取得および柔軟な働き方を実施するための措置について、制度の周知、活用についての情報提供を行う。

目標：これから育児休業を取得する職員に取得しやすい職場環境をととのえる。

<対策>

- 令和8年4月～ 現在の職場の育休取得率、育休復帰率、復帰後の勤務状況や、育休取得者からのヒアリング内容について、全職員に伝達する機会を、計画期間中、継続的に設ける。